○法務省令第二号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項並びに第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、並びに法務省の所管する法令を実施するため、法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

法務大臣　小泉　龍司

法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保存の方法） **第四条**　民間事業者等が、前条の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ［2・3　略］ （作成の方法） **第六条**　民間事業者等が、前条の作成を行う場合は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。	（保存の方法） **第四条**　民間事業者等が、前条の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ［2・3　同上］ （作成の方法） **第六条**　民間事業者等が、前条の作成を行う場合は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。
（交付等の方法） **第十一条**　民間事業者等が、前条の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法 2　［略］ **別表第一**（第三条関係　法の適用対象のもの）	（交付等の方法） **第十一条**　民間事業者等が、前条の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［同上］ 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法 2　［同上］ **別表第一**（第三条関係　法の適用対象のもの）

番号	保存
一	［略］
二	弁護士法第三十条の三十第一項（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第六十七条第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百十七条第四項の規定による貸借対照表の保存
三	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第五十五条第一項において準用する弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事外国法事務弁護士名簿の保存
四～九	［略］

番号	保存
一	［同上］
二	弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百十七条第四項の規定による貸借対照表の保存
三	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第五十五条第一項において準用する弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事外国法事務弁護士名簿の保存
四～九	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。